

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成24年6月1日以降、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成24年6月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 土田 吉彦

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------------|--------|----------|--------------------|
| 清水さとし後援会 | 宇田川 茂 | 代見 浩 | 千葉県印西市小倉台1-1-SP104 |
| 清水さとしとサポ-タ-ズ | 宇田川 茂 | 代見 浩 | 千葉県印西市小倉台1-1-SP104 |
| 日本哲志会 | 清水 哲 | 田久保捷三 | 千葉県印西市小倉台1-1-SP104 |
| 日本創新党参議院千葉県第1支部 | 清水 哲 | 田久保捷三 | 千葉県印西市小倉台1-1-SP104 |